

佐賀県医療法施行条例施行規則をここに公布する。

平成 25 年 3 月 25 日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第 9 号

佐賀県医療法施行条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、佐賀県医療法施行条例(平成 25 年佐賀県条例第 27 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則で使用する用語は、医療法(昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。)及び条例で使用する用語の例による。

(既存病床数及び申請病床数の補正)

第 3 条 条例第 3 条第 1 項の規定により規則で定める補正の基準は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる病院又は診療所の病床については、病床の種別ごとに既存の病床の数又は当該申請に係る病床数に、当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、業務上の災害を被った労働者以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数を当該病床の利用者の数で除した数(その数が 0.05 以下であるときは、0 とする。)を乗じて得た数を既存の病床の数及び当該申請に係る病床数として算定すること。

ア 国の開設する病院又は診療所であって、宮内庁、総務省、法務省、財務省、林野庁又は防衛省が所管するもの

イ 独立行政法人労働者健康福祉機構の開設する病院又は診療所であって、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被ったもののみの診療を行うもの

ウ 特定の事務所又は事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院又は診療所

エ 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 42 条第 2 号に規定する医療型障害児入所施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 5 条第 6 項に規定する療養介護を行う施設である病院

オ 独立行政法人自動車事故対策機構法(平成 14 年法律第 183 号)第 13 条第 3 号に規定する施設である病院又は診療所

(2) 放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であって、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているものについては、既存の病床の数及び当該申請に係る病床数に算定しないこと。

(3) 介護老人保健施設の入所定員については、当該介護老人保健施設の入所定員数に 0.5 を乗じて得た数を療養病床又は一般病床に係る既存の病床の数として算定すること。

(4) 国立及び国立以外のハンセン病療養所である病院の病床については、既存の病床の数に算定しないこと。

(5) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成 15 年法律第 110 号)第 16 条第 1 項の規定により

厚生労働大臣の指定を受けた指定入院医療機関である病院の病床（同法第 42 条第 1 項第 1 号又は第 61 条第 1 項第 1 号の決定を受けた者に対する同法による入院による医療に係るものに限る。）については、既存の病床の数に算定しないこと。

- 2 前項第 1 号の当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、従業員及びその家族以外の者、業務上の災害を被った労働者以外の者又は入院患者以外の者の数並びに当該病床の利用者の数並びに同項第 2 号の放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であって、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているものの数は、病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請があった日前の直近の 9 月 30 日における数によるものとする。この場合において、当該許可の申請があった日前の直近の 9 月 30 日において業務が行われなかったときは、当該病院又は診療所における実績、当該病院又は診療所と機能及び性格を同じくする病院又は診療所の実績等を考慮して知事が推定する数によるものとする。
- 3 当該申請に係る病床数についての第 1 項第 1 号の当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数並びに当該病床の利用者の数並びに同項第 2 号の放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であって、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されることが見込まれるものの数は、前項の規定にかかわらず当該申請に係る病院の機能及び性格、当該病院に当該申請に係る病床の種別の既存の病床がある場合における当該既存の病床における実績、当該病院と機能及び性格を同じくする病院の実績等を考慮して知事が推定する数によるものとする。
- 4 条例第 3 条第 2 項の場合においては、介護老人保健施設の入所定員数に 0.5 を乗じて得た数を療養病床又は一般病床に係る既存の病床数とみなすものとする。

（病院の従業員の員数）

第 4 条 条例第 5 条第 2 項の規定により規則で定める員数は、次の各号に掲げる従業員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 薬剤師 精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を 150 で除した数と、精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者の数を 70 で除した数と外来患者に係る取扱処方箋の数を 75 で除した数とを加えた数（その数が 1 に満たないときは 1 とし、その数に 1 に満たない端数が生じたときは、その端数は 1 として計算する。）
- (2) 看護師及び准看護師 療養病床、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を 4 で除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を 3 で除した数とを加えた数（その数が 1 に満たないときは 1 とし、その数に 1 に満たない端数が生じたときは、その端数は 1 として計算する。）に、外来患者の数が 30 又はその端数を増すごとに 1 を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。
- (3) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が 4 又はその端数を増すごとに 1
- (4) 栄養士 病床数 100 以上の病院にあっては、 1

- (5) 診療放射線技師、事務員その他の従業者 病院の実情に応じた適当数
- (6) 理学療法士及び作業療法士 療養病床を有する病院にあっては、病院の実状に応じた適当数
- 2 前項の入院患者、外来患者及び取扱処方箋の数は、前年度の1日あたりの平均値とする。ただし、病院を新規に開設し、又は再開しようとする場合は、推定数による。
- 3 第1項の規定にかかわらず、医学を履修する課程を置く大学に附属する病院(特定機能病院及び精神病床のみを有する病院を除く。)又は100人以上の患者を入院させるための施設を有し、その診療科名中に内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻咽喉科(医療法施行令(昭和23年政令第326号)第3条の2第1項第1号八又は二(2)の規定によりこれらの診療科名と組み合わせた名称を診療科名とする場合を除く。)を含む病院(特定機能病院を除く。)であって、精神病床を有するものについては、第1項第1号中「精神病床及び療養病床」とあるのは「療養病床」と、同項第2号中「精神病床及び結核病床」とあるのは「結核病床」と、「感染症病床及び一般病床」とあるのは「結核病床及び療養病床以外の病床」と読み替えるものとする。

(病院の施設の構造設備)

第5条 条例第6条の規定により規則で定める構造設備は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 消毒施設及び洗濯施設 蒸気、ガス若しくは薬品を用い又はその他の方法により入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒を行うことができるものであること(消毒施設を有する病院の場合に限る。)
- (2) 談話室 療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有するものであること。この場合において、利用者の処遇に支障がないときは、食堂その他の施設と兼用することができる。
- (3) 食堂 入院患者への食事の提供に必要な広さを有するものであること。
- (4) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものであること。

(療養病床を有する診療所の従業者の員数)

第6条 条例第7条第2項の規定により規則で定める員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1
- (2) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1
- (3) 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実状に応じた適当数

2 第4条第2項の規定は、前項第1号及び第2号に規定する入院患者の数について準用する。

(療養病床を有する診療所の施設の構造設備)

第7条 第5条第2号から第4号までの規定は、条例第8条の規定により規則で定める構造設備について準用する。

(手数料の減免申請)

第8条 条例第10条の規定により手数料の減免を受けようとする者は、手数料減免申請書(様式)を知事に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(既存病床数及び申請病床数の補正に係る経過措置)

第2条 平成12年4月1日以後に介護保険法(平成9年法律第123号)第94条の規定による開設の許可又は入所定員の増加に係る変更の許可を受けた介護老人保健施設(第3項において「平成12年4月1日以後に開設許可等を受けた介護老人保健施設」という。)及び平成3年6月26日以後に介護保険法施行法(平成9年法律第124号)第24条の規定による改正前の老人保健法(昭和57年法律第80号)第46条の6の規定による開設の許可又は入所定員の増加に係る変更の許可を受けた老人保健施設であって介護保険法施行法第8条第1項の規定によりその開設者が介護保険法第94条第1項の許可を受けたものとみなされた介護老人保健施設(第3項において「平成3年6月26日以後に開設許可等を受けたみなし介護老人保健施設」という。)の入所定員(入所定員の増加に係る変更の場合は、当該増加部分に限る。)については、当分の間、第3条第1項第3号及び第4項の規定は適用しない。

2 前項の規定にかかわらず、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)附則第8条に規定する病床転換による介護老人保健施設の入所定員(同条の転換に係る部分に限る。)については、当分の間、第3条第1項第3号及び第4項中「入所定員数に0.5を乗じて得た数」とあるのは、「入所定員数」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、医療法施行規則の一部を改正する省令(平成17年厚生労働省令第119号)による改正後の医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号。以下「省令」という。)第30条の30第1号の規定に基づき療養病床及び一般病床に係る基準病床数を算定した場合における平成12年4月1日以後に開設許可等を受けた介護老人保健施設及び平成3年6月26日以後に開設許可等を受けたみなし介護老人保健施設以外の介護老人保健施設の入所定員について準用する。

4 第2項の規定にかかわらず、前項に規定する場合における第2項に規定する入所定員については、第1項の規定を準用する。

5 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準附則第13条の療養病床の転換を行った介護老人保健施設の入所定員(同条の転換に係る部分に限る。)については、当該転換を行った日から同日以後最初の省令第30条の30第1号の規定に基づき療養病床及び一般病床に係る基準病床数を県において算定する日までの間に限り、第1項の規定にかかわらず、第3条第1項第3号及び第4項中「入所定員数に0.5を乗じて得た数」とあるのは、「入所定員数」と読み替えるものとする。

(精神病床を有する病院の従業者の員数に係る経過措置)

第3条 精神病床を有する病院(第4条第3項に規定するものを除く。)については、当分の間、同条第1項第2号中「歯科衛生士と」とあるのは、「歯科衛生士と、精神病床においては精神病床に係る病室の入院患者の数を5で除した数(その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは1として計算する。))を精神病床に係る病室の入院患者の数を4で除した数(その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは1として計算する。))から減じた数を看護補助者と」と読み替えるものとする。

(転換病床を有する病院の従業者の員数に係る経過措置)

第4条 精神病床又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の精神病床又は療養病床の転換(当該病院の精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。))その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)を行

おうとして、平成 24 年 3 月 31 日までの間にその旨を知事に届け出た場合の当該病院に置くべき看護師及び准看護師の員数は、当該病院の転換が完了するまでの間（平成 30 年 3 月 31 日までの間に限る。）は、第 4 条第 1 項第 2 号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる数を合算して得た数（その数が 1 に満たないときは 1 とし、その数に 1 に満たない端数が生じたときは、その端数は 1 として計算する。）に、外来患者の数が 30 又はその端数を増すごとに 1 を加えた数とする。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。

- (1) 療養病床（転換病床を除く。）に係る病室の入院患者の数を 6 で除した数
- (2) 転換病床に係る病室の入院患者の数を 9 で除した数
- (3) 精神病床（転換病床を除く。）及び結核病床に係る病室の入院患者の数を 4 で除した数
- (4) 感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を 3 で除した数

2 前項の病院に置くべき看護補助者の員数は、当該病院の転換が完了するまでの間（平成 30 年 3 月 31 日までの間に限る。）は、第 4 条第 1 項第 3 号の規定にかかわらず、療養病床（転換病床を除く。）に係る病室の入院患者の数を 6 で除した数と転換病床（療養病床に係るものに限る。）に係る病室の入院患者の数を 9 で除した数に 2 を乗じて得た数を加えた数（その数が 1 に満たないときは 1 とし、その数に 1 に満たない端数が生じたときは、その端数は 1 とする。）とする。

（療養病床を有する病院の従業者の員数に係る経過措置）

第 5 条 療養病床を有する病院であって、医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成 24 年厚生労働省令第 33 号。以下「平成 24 年改正省令」という。）の施行の際現に、健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）第 26 条の規定による改正前の介護保険法第 48 条第 1 項第 3 号の指定を受けている同法第 8 条第 26 項に規定する介護療養型医療施設（省令附則第 52 条第 1 項及び第 3 項に規定する病院であるものを除く。以下「特定介護療養型医療施設」という。）又は看護師及び准看護師並びに看護補助者（以下「看護師等」という。）の員数が第 4 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる数に満たない病院（以下「特定病院」という。）であるものの開設者が、平成 24 年 6 月 30 日までの間に、特定介護療養型医療施設であること又は特定病院であることを知事に届け出た場合の当該病院に置くべき看護師等の員数は、同年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間は、同項第 2 号及び第 3 号の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数を 6 で除した数と、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を 4 で除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を 3 で除した数とを加えた数（その数が 1 に満たないときは 1 とし、その数に 1 に満たない端数が生じたときは、その端数は 1 として計算する。）に、外来患者の数が 30 又はその端数を増すごとに 1 を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。
- (2) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が 6 又はその端数を増すごとに 1
（療養病床を有する診療所の従業者の員数に係る経過措置）

第 6 条 第 6 条の規定にかかわらず、条例第 7 条第 2 項の規定により規則で定める員数は、当分の間、次のとおりとする。

- (1) 看護師等 療養病床に係る病室の入院患者の数が 2 又はその端数を増すごとに 1。ただし、そのうちの 1 については看護師又は准看護

師とする。

(2) 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実情に応じた適当数

第7条 療養病床を有する診療所であって、平成24年改正省令の施行の際現に、特定介護療養型医療施設又は看護師等の員数が第6条第1項第1号及び第2号に掲げる数に満たない診療所（以下この条において「特定診療所」という。）であるものの開設者が、平成24年6月30日までの間に、特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを知事に届け出た場合の当該診療所に置くべき看護師等の員数は、同年4月1日から平成30年3月31日までの間は、同項第1号及び第2号並びに前条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1

(2) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1

第8条 療養病床を有する診療所であって、平成24年改正省令の施行の際現に、特定介護療養型医療施設又は看護師等の員数が附則第6条第1号に掲げる数に満たない診療所（以下この条において「特定診療所」という。）であるものの開設者が、平成24年6月30日までの間に、特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを知事に届け出た場合の当該診療所に置くべき看護師等の員数は、同年4月1日から平成30年3月31日までの間は、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1（そのうちの1については、看護師又は准看護師）とする。

様式（第 8 条関係）

年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住所
氏名

手数料減免申請書

佐賀県医療法施行条例（平成 25 年佐賀県条例第 27 号）第 10 条の規定により、次のとおり手数料の減免を申請します。

手数料の名称	減免前の手数料の額	減免後の手数料の額	減免申請理由